

第4次島根県子ども読書活動推進計画

平成31年3月
島根県教育委員会

－目次－

はじめに	1
第1章 第4次島根県子ども読書活動推進計画の策定にあたって	2
I 第4次計画の背景	2
1. 国の動き	
(1) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	
(2) 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 における取組のポイント	
2. 県の動き	
II 第3次計画期間中の成果と課題	7
1. 主な成果	
2. 主な課題	
III 第4次計画の基本的な考え方	14
1. 計画の位置付け	
2. 計画期間	
3. 基本理念	
4. 基本目標	
(1) 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る	
(2) 子どもの読書を支える人を育てる	
(3) あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える	
5. 子どもの発達段階ごとの目指す方向性	
6. 第4次計画で重点的に取り組むべき事項	
(1) 乳幼児期からの読書習慣の定着	
(2) 学校図書館活用教育の更なる推進	
第2章 施策の方向と具体的な施策	18
I 家庭における子どもの読書活動の推進	18
1. 家庭の役割	
2. 県の取組	

II	地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1.	図書館	
(1)	図書館の役割	
(2)	県の取組	
①	読書活動の推進	
②	司書の配置・研修	
③	資料や施設の整備・充実	
2.	子どもが集まる場（公民館・児童館等）	
(1)	子どもが集まる場の役割	
(2)	県の取組	
3.	読書ボランティア等	
(1)	読書ボランティア等の役割	
(2)	県の取組	
III	幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	26
1.	幼稚園・保育所等の役割	
2.	幼稚園・保育所等における取組の推進	
3.	県の取組	
IV	学校図書館活用教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1.	学校（学校図書館）の役割	
2.	学校（学校図書館）における取組の推進	
(1)	読書活動の推進	
(2)	言語活動や探究的な学習の充実	
(3)	校内体制の整備	
(4)	資料や施設の整備・充実	
3.	県の取組	
(1)	言語活動や探究的な学習の充実	
(2)	学校図書館への人材配置・研修の推進	
(3)	資料や施設の整備・充実	
V	推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	35
1.	県における推進体制	
2.	各種団体間の連携	
3.	普及啓発活動の推進	
	子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・	39
	島根県子ども読書活動推進会議の設置要綱・委員名簿・・・・・・・・	41

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であり、社会全体で積極的に子どもの読書活動の推進に取り組むことは極めて重要です。

読書は、子どもたちの知識や経験を豊かにし、知的活動を高めるだけでなく、豊かな情操を育み、将来の生き方を方向づけるなど、人格形成の上で大きな役割を果たします。

また、読書を通して身に付けられる読解力や思考力、表現力などは、自ら課題を発見し解決しようとする力の向上につながり、国際化や情報化の進展など変化が激しく、容易に予測できないこれからの社会を生きていく上でとても大切なものです。

これらの力は、主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力を育むためにも欠かせないものです。

島根県では、平成21年から「子ども読書県しまね」を標榜し、家庭や地域での子ども読書活動の推進にあわせて、学校図書館に着目して、「学校図書館活用教育」を推進してきました。この取組を推進するため、「人のいる図書館」を目指して県内全ての公立小中学校と県立学校の図書館への学校司書等の配置を支援してきました。

こうした取組を一層充実させるため、今後の施策の方向性と取組を示す「第4次島根県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

島根県教育委員会は、「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」ことを目指して、市町村、学校、市町村図書館等の関係機関や団体等と連携・協力し、積極的に子ども読書活動を推進していきます。

第 1 章 第 4 次島根県子ども読書活動推進計画の策定にあたって

I 第 4 次計画の背景

1. 国の動き

平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律¹」（以下「推進法」という。）が成立しました。推進法では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務等が明記され、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画²」（以下「基本計画」という。）を策定・公表することが定められました。

この推進法に基づき、国は、平成 14 年 8 月に第一次基本計画を、平成 20 年 3 月に第二次基本計画を、平成 25 年 5 月に第三次基本計画を策定しました。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法³の改正、学習指導要領⁴の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

平成 30 年 4 月には、今後おおむね 5 年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにした第四次基本計画が策定されました。

第四次基本計画においても、第三次基本計画と同様に、子どもの不読率の減少と市町村推進計画策定率の向上が目標として示されています。

¹ 平成 13 年 12 月 12 日公布。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

² 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 8 月に閣議決定された国の基本計画。平成 20 年 3 月に第 2 次計画、平成 25 年 5 月に第 3 次計画、平成 30 年 4 月に第 4 次計画が閣議決定された。

³ 学校図書館の設置および運営について規定している法律。学校に学校図書館を設置する義務、学校図書館の運営、司書教諭の設置および資格、設置者の任務ならびに国の任務について規定されている。平成 26 年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、学校司書の法制化、学校司書への研修等の実施について規定された。

⁴ 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を文部科学省が定めたもの。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

(1) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

① 学校図書館法の改正等

平成 26 年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書⁵の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

平成 28 年には、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

② 学習指導要領の改訂

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成 29 年 3 月 31 日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成 30 年 3 月 30 日に高等学校学習指導要領が公示されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語に親しむこととされており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等とされています。

⁵ 学校図書館の仕事に携わる専門的・技術的職員の総称。平成 26 年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、学校司書が法的に位置付けられた。ただし、配置は努力義務であり、身分も雇用形態も様々。

③ 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになっていました。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴です。

(2) 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」における取組のポイント

① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進

○乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる 等

○小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書 等

○中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書 等

○高校生期：知的興味に応じた幅広い読書 等

② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実

○読書会、図書委員、「子ども司書⁶」、ブックトーク⁷、書評合戦（ビブリオバトル⁸）等の活動

③ 情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

○スマートフォンの利用と読書の関係 等

⁶ 子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもの対象とした読書を広める企画を実施したりする活動。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書にきっかけを作り出す。

⁷ 教師や図書館員などが、子どもたちあるいは図書館の一般利用者を対象に、特定のテーマに関する一連の本を、エピソードや、主な登場人物、著作者の紹介、あらすじも含めて、批評や解説を加えながら一つの流れができるように順序よく紹介したもので、図書の利用を促進しようという目的を持って行う教育活動。（「図書館情報学用語辞典 第4版」より）

⁸ 京都大学から広まった輪読会・読書会、または勉強会の形式で「知的書評合戦」とも呼ばれている。「ビブリオ」は古代ギリシャ語の「本」の意味。公式ルールは、①参加者が読んで面白いと思った本を、順番に一人5分間で本を紹介する ②その後、参加者全員でその紹介に関するディスカッションを行う ③全ての紹介が終了した後、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準に投票を行うとされている。

2. 県の動き

島根県では、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の成立を受けて、平成16年3月に「島根県子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、その後、平成21年3月に第2次計画、平成26年4月に第3次計画を策定しました。第2次計画からは「子ども読書県しまね」を掲げ、義務教育段階における「学校図書館活用教育⁹」を集中的に全県展開することで、取組を推進してきました。

平成26年7月には「第2期しまね教育ビジョン21」を策定しました。このビジョンでは、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念とし、三つの島根の教育目標を挙げています。その目標の一つである「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます（向かっていく学力）」を達成するための施策として「読書活動の推進」を位置付けています。

また、平成29年度からは、主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力を育む魅力ある教育環境づくりを目指し、「教育の魅力化」の取組を推進しています。こうした力を育成するための一つの方法として「学校図書館活用教育」を位置付けて推進しています。

⁹ 学校の教育課程に学校図書館の利活用を位置付け、「豊かな人間性」や「情報を活用する力」を育成することで、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動の充実を図る教育活動。

Ⅱ 第3次計画期間中の成果と課題

1. 主な成果

○乳幼児と保護者が集まる機会等を利用し、効果的に親子読書¹⁰の大切さを啓発する取組が県内全域で実施されています。絵本で喜ぶ子どもの姿や読み聞かせに対する子どもの反応を見て、親子読書の大切さに対する保護者の理解が進むとともに、絵本に添えられた図書館利用案内等により親子で図書館に足を運ぶきっかけとなっています。

今後も、市町村のイベントや幼稚園・保育所等¹¹の行事など乳幼児が集まる機会を捉えて、継続的に親子読書を推進する広報啓発活動が望まれます。

・新生児等への絵本贈呈（ブックスタート¹²等）実施市町村

H25：14市町 → H30：18市町村（県公共図書館年報）

※絵本贈呈が行われていないところでも、図書館等と連携した親子読書の大切さを啓発する取組が乳幼児健診等で行われています。

○親子読書の大切さについて保護者の理解を促すため、県立図書館の読書普及指導員¹³や親子読書アドバイザー¹⁴を派遣し、幼稚園・保育所等の参観日での講話や乳幼児健診会場での保護者への声かけなどを行いました。保護者自らが絵本の楽しさを体験しながら、絵本の選び方等の悩みを相談することができて、家庭で読み聞かせを始めることにつながっています。

今後は、保護者だけでなく、プレママ・プレパパ、保育士・幼稚園教諭等¹⁵、教員等、子どもの読書に関わる幅広い者への啓発を行うことも望まれます。

・読書普及指導員及び親子読書アドバイザーの派遣回数

H25：113回 → H29：274回（県立図書館調査）

¹⁰ 家庭での読み聞かせのこと。親と子が共に絵本等にふれることで、子どもの心、言葉、夢が育つとし、昭和54年島根県教育委員会が策定した「島根県読書普及振興計画（昭和54～60年）」に、「親子読書」が盛り込まれ、子どもに対する読書普及事業として地域ぐるみで普及活動の促進が図られたことがはじまり。

¹¹ 保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設。

¹² 乳幼児健診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、赤ちゃん向け絵本の入ったブックスタート・バックを説明の言葉とともに手渡し、赤ちゃんと本の時間の楽しさを分かち合うことを応援する運動。

¹³ 島根県読書普及振興計画に基づき昭和54年から県立図書館に配置。市町村や団体の求めに応じて、親子読書に関する指導及び助言を行っている。

¹⁴ 乳幼児期の親子読書（家庭での読み聞かせ）を県内全域に広めるために、県立図書館が平成24年から26年にかけて養成した地域のボランティア。

¹⁵ 保育士、幼稚園教諭、保育教諭。

○公共図書館等では読書ボランティアと連携して読み聞かせやストーリーテリング¹⁶等の活動が定期的に行われています。子どもの読書活動に関する理解や関心が高まるとともに、公共図書館等と読書ボランティアとの連携が進み、乳幼児期から本や読書に親しめるような機会が増え、子どもの自主的な読書活動の推進に貢献しています。

・公共図書館等での子ども読書関係のボランティアの受入延べ人数
H25：2,888人 → H29：4,063人（県公共図書館年報）

○6月の「読みメン¹⁷月間」を中心に、読み聞かせの記録をつける「読みメンてちょう」や読みメン啓発チラシを配布することによって、読み聞かせの楽しさの普及啓発が進みました。また、「キラキラしまね笑顔で読み聞かせフォトコンテスト」に応募された写真を使ったポスター・チラシの作成・配布や、商業施設等での写真展の開催により、読み聞かせの大切さへの理解や普及啓発が進みました。

○市町村に寄託している「しまね子育て絵本¹⁸」（約1,000冊／1セット）は平成28年度及び29年度に買換え・補充を行いました。それぞれの市町村では、幼稚園・保育所等へ貸し出している絵本を定期的に入れ替えたり、読書ボランティアへ貸し出しをするなど各地域の状況に応じた方法で活用されており、子どもが本に触れる機会の充実に貢献しています。

○子どもの読書に関わる人への支援として、親子読書アドバイザーや読書ボランティアのための研修機会を提供しました。読書ボランティア等がその場で能力を高めるだけでなく、読書ボランティア同士の交流や情報交換が進み、活動の充実や資質の向上につながっています。

・県立図書館が主催・共催する研修会への読書ボランティア等の参加人数
H29：374人（県立図書館調査）

○公共図書館等の職員を対象に、初任者研修や専門研修を実施しました。ま

¹⁶ 語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。（「図書館情報学用語辞典 第4版」より）

¹⁷ 読みメンとは、子どもに読み聞かせをする男性のこと。島根県では平成26年度から父の日のある6月を「読みメン月間」とし、多様な人々の読書活動への参画促進の一環として、男性による読み聞かせを推進している。

¹⁸ 「どんな絵本を読んでいいかわからない」という声に応え、島根県立図書館が読書ボランティアの協力を得て、推薦図書リスト「おすすめしたいこどものほん」を元に選定。赤ちゃん基本（0～2歳向け）・幼児基本（3～6歳向け）・15のテーマ別セットにより構成された300冊の絵本。19市町村には約1,000冊を1セットにして寄託し、市町村図書館等を通じて幼稚園、保育所等へ貸出を行っている。

た、学校司書等¹⁹を対象に初任者研修を実施したほか、小中学校²⁰司書向けと高等学校・特別支援学校司書向けに校種に応じた専門的な研修を実施しました。公共図書館等と学校図書館との連携を促すため、公共図書館等の研修会の対象に学校司書等を加えることによって、職員同士の交流や情報交換が進みました。

○特別な支援の必要な子どもたちが利用しやすいバリアフリー図書²¹（約2,500冊）や、拡大読書器、リーディングトラッカー²²等の機器を県立図書館と西部読書普及センターに揃え、環境整備を行いました。

今後も、子どもたちが障がいに応じた図書や機器を活用し、自ら読書に親しむことができるよう、バリアフリー図書等の整備と利用促進を図る必要があります。

・県立図書館子ども用バリアフリー図書貸出団体延べ数

H29：86団体（県立図書館調査）

○「人のいる図書館」の意義が認識され、引き続き、学校司書等は県内の全ての公立小中学校と県立学校で配置されてきました。また、学校司書等を対象にした選書やレファレンス²³、館内ディスプレイなどに関する継続的な研修により、配架や展示に子どもたちの興味をそそる工夫がされ、児童生徒への貸出冊数が増加するなど、児童生徒の読書活動に関する取組が進みました。

また、「人のいる図書館」の実現により、週に1回以上図書館に行く児童生徒の割合が、全国と比較して高くなっており、図書館が子どもたちにとって身近で、日常的な場所となっています。

・児童生徒一人当たり平均貸出冊数

小学校 H25：66.8冊 → H27：77.2冊 → H29：70.0冊

中学校 H25：15.8冊 → H27：20.3冊 → H29：15.8冊

（県教育指導課調査、H28に集計方法の変更あり）

¹⁹ 学校司書、学校図書館支援員。

²⁰ 義務教育学校を含む。また、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

²¹ 視覚障がい、聴覚障がい、上肢障がい、知的障がい、識字障がいがある人や、日本語が母国語でない人など、さまざまな理由により、通常の形態の本を読むことが困難な人であっても、読みやすいように作成された本や電子書籍などの総称。

²² 両隣の行の文字を隠して、読みたい行を見えやすくできる読書補助具。

²³ 何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること、およびそれにかかわる諸業務。（「図書館情報学用語辞典 第4版」より）

高等学校 H25 : 5.5 冊 → H29 : 5.7 冊

(県高等学校図書館研究会調査)

・週に1回以上図書館に行く児童生徒の割合

小学生 H21 : 21.2% (18.2%) → H25 : 29.7% (20.5%) → H29 : 26.9% (15.6%)

中学生 H21 : 21.4% (7.9%) → H25 : 19.7% (9.2%) → H29 : 16.6% (8.1%)

() : 全国平均

(全国学力・学習状況調査)

○「しまね子ども読書フェスティバル²⁴」を毎年2～3地域で開催してきました。各地域で子ども読書活動の大切さを理解するきっかけになるとともに、図書館を中心とした読書ボランティア・団体のネットワークが強化され、フェスティバル後も子どもの読書活動の継続につながっています。

○近年、全国で注目を集めている書評合戦（ビブリオバトル）は、県内では各学校の校内行事や地域の読書イベントとして行われてきました。平成29年度は有志による実行委員会の主催で、30年度は県図書館協会²⁵の主催で高校生を対象とした県大会が開催されました。参加者からは「本を読みたいという気持ちになりました」との声が多く聞かれました。今後も、児童生徒の読書意欲を向上させるこのような取組の推進が望まれます。

²⁴ 子ども読書活動を推進するために県から年3か所委託し、各地で開催するフェスティバル。子どもたちが読書の楽しさを体験するとともに、家庭における子ども読書活動の推進を目指して実施。

²⁵ 県全域の図書館振興や読書の普及を目的として、平成25年6月に設立。構成団体は島根県公共図書館協議会、島根県高等学校図書館研究会、島根県学校図書館協議会、島根県大学・高等専門学校図書館協議会、島根県書店商業組合及び、島根県教育庁教育指導課、特別支援教育課、社会教育課。

2. 主な課題

○学校司書等の全ての公立小中学校と県立学校への配置により児童生徒の読書活動に関する取組が進みましたが、読書習慣を表す指標は改善されていない状況であり、また年齢が進むにつれて読書離れの傾向がみられます。学校における読書活動の更なる充実にあわせ、就学前に読書習慣の定着を図る必要があります。

・平日に学校の授業時間以外で30分以上読書をする児童生徒の割合

小学生 H25：32.4% (36.6%) → H29：31.2% (34.5%)

中学生 H25：28.0% (29.5%) → H29：28.5% (29.2%)

()：全国平均 (全国学力・学習状況調査)

・平日に学校の授業時間以外で全く読書をしない児童生徒の割合

小学生 H25：18.5% (20.6%) → H29：19.2% (20.5%)

中学生 H25：30.3% (36.0%) → H29：31.4% (35.6%)

()：全国平均 (全国学力・学習状況調査)

○学校図書館を活用した授業を学期に数回以上行った学校の割合は、小学校で増加していますが、中学校では減少しています。また、全ての小中学校の国語科では学校図書館を活用していますが、その他の教科や教科横断での活用は進んでいない状況です。学校図書館を活用した授業のイメージや有用性が教職員に十分には浸透していない状況です。

・小学校 H25：77% → H29：86%

・中学校 H25：59% → H29：50%

(全国学力・学習状況調査)

○司書教諭²⁶養成講習に参加するための旅費や受講費の助成などもあり、司書教諭の発令²⁷率は公立小中学校では向上しましたが、県立高等学校での発令は進んでいない状況です。また、司書教諭が図書館活用にかかる時間

²⁶ 「学校図書館法」第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許状を有し司書教諭講習を修了した教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成15年度から12学級以上の学校に配置されている。

²⁷ 学校図書館司書教諭については、平成15年の「学校図書館法」の改正により、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされている。第2項で「教諭をもって充てる」と規定されていますが、この「充てる」は、学校教育法施行規則に「教務主任及び学年主任は、教諭をもって、これに充てる」「生徒指導主事は、教諭をもって、これに充てる」「進路指導主事は、教諭をもって、これに充てる」と同様であり、司書教諭は、教諭が担当する校務分掌の一つとして職務命令により発令されることとなる。したがって、その発令については、当該学校の教職員の職務を監督する一般的権限を有する教育委員会が行うか、または当該学校の校務をつかさどる地位にある校長が行うこととなる。

を確保できていない状況もあります。

- ・小学校 H25：68.7% → H29：81.6%
- ・中学校 H25：72.7% → H29：82.3%
- ・高等学校 H25：59.0% → H29：55.6% (県教育指導課調査)

○学校図書館においては、他校の図書館や市町村図書館との相互貸借の実績が増えつつありますが、物流システム²⁸が構築されていないところが多く、図書の準備等にかかる学校司書等の負担も増している状況にあります。市町村に寄託している探究的な学習に役立つ「学校図書館活用教育図書²⁹」(約2,000冊／1セット)は整備から5年以上が経過し、情報等が古くなったために利用が減少した図書もあります。各校の蔵書だけでは限界もあるため、市町村図書館との連携がより進むことが必要です。

○子ども読書活動推進計画の策定が進んでいない市町村もあります。地域の実情に応じた子ども読書活動を推進する取組が、学校や図書館、民間団体等の連携・協力により、総合的かつ計画的に実施されていくためには、市町村における推進計画の策定や適切な改訂が必要です。

- ・子ども読書活動推進計画を策定している市町村数
13市町(期限切れ1町を含む) (県社会教育課調査、H30年11月時点)

○「子ども読書の日³⁰」に合わせた読書啓発の取組が多く図書館で実施されるようになりましたが、全ての公共図書館で取り組むという目標には達していません。全ての公共図書館において、より充実した普及・啓発活動に努め、社会全体で子どもの読書活動を推進する機運を高める必要があります。

- ・「子ども読書の日」に関連した読書啓発活動に取り組んだ公共図書館の割合
H25：75% → H29：89% (県立図書館調査)

²⁸ 図書館間の貸出・返却資料の搬送について、県域や市域など地域ごとにまとめて実施するシステム。島根県は、県内すべての市町村図書館等、大学、高等専門学校、高等学校、特別支援学校の図書館と県立図書館を週2～3回の便で結んでいる。

²⁹ 平成22年度及び23年度に、小中学校の授業等において使用するための図書約2,000冊を「学校図書館活用教育図書」として整備し、県内全市町村に寄託。市町村図書館等を通じて小中学校へ貸出している。平成30年度に一部買換え補充を行っている。

³⁰ 4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書の推進に関する法律」によって制定された。

○第3次島根県子ども読書活動推進計画における数値目標の進捗状況

数値目標の項目	H25年度 (基準)	H29年度	H30年度 (目標)	出典
読書普及指導員及び親子読書アドバイザーの派遣回数	113回	274回	120回	県立図書館
県内市町村立図書館等の児童図書 の平均購入冊数(分館、公民館図書室含む)	676冊	553冊	800冊	県立図書館
県立図書館から市町村立図書館及び 学校図書館への児童書貸出冊数	3,739冊	3,889冊	年間 5,000冊	県立図書館
学校図書館を活用した授業を学期に 数回以上行った学校の割合	小 77% 中 59%	小 86% 中 50%	小 85% 中 65%	教育指導課
平日に学校の授業時間以外で30分以 上読書をする児童生徒の割合	小 32% 中 28%	小 31% 中 29%	小 45% 中 35%	教育指導課
司書教諭発令率	小 69% 中 73% 高 59%	小 82% 中 82% 高 56%	小 75% 中 75% 高 70%	教育指導課
学校司書等配置率	100%	100%	100%	教育指導課
県立図書館が主催または共催する研修 への読書ボランティアの参加人数	459人	374人	延べ300 人以上	県立図書館
学校図書館図書標準を達成している 学校の割合	小 27% 中 14%	[H27] 小 45% 中 18%	50%	教育指導課
県立図書館子ども用バリアフリー図書 貸出団体延べ数	-	86団体	90団体	県立図書館
市町村子ども読書活動推進計画の 策定率(期限切れを含まない)	32%	58%	70%	社会教育課
「子ども読書の日」に関連して読書啓発 活動に取り組んだ公共図書館の割合	75%	89%	100%	県立図書館

Ⅲ 第4次計画の基本的な考え方

島根県では、子どもたちが発達段階に応じた読書活動³¹の中で、豊かな心と確かな学力を養いながら、生きる力を主体的に身に付けていくことを願い、「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」ことを目指して、第3次計画では、次の三つの項目を基本目標とし、市町村と協力して取組を進めてきました。

第4次計画においても、引き続きこの基本目標を継承しながら、第3次計画期間の課題や情勢の変化等に向けた対応を「重点的に取り組むべき事項」として、基本目標の達成に向けた取組を進めます。

1. 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき策定するものです。

2. 計画期間

この計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

3. 基本理念

「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」

4. 基本目標

(1) 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る

○親子や保育者のふれあいの中で子どもが本と出会い、読書に親しむことができるよう、就学前からの読書習慣づくりを図ります。

³¹ 電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む。

○発達段階に応じて図書館を利用することにより、読む楽しみや本から学ぶ楽しみを知るとともに、読む力や情報を活用する力の育成を図ります。

(2) 子どもの読書を支える人を育てる

○子どもたちの読書活動や学びを支える司書等専門職員³²や学校司書等の配置を促します。

○司書等専門職員や学校司書等が専門性を高め、必要な資質・能力の向上を図るための、継続的・計画的な研修の実施を支援します。

(3) あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える

○全ての子どもが本と出会う多くの機会を得ることができるよう、一人一人の読書を支える環境の整備に努めます。

5. 子どもの発達段階ごとの目指す方向性

子どもたちが発達段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう取組を進めます。

○就学前：保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、図書館に親しむ

○小中学生：学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける

○高校生：読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける

³² 「図書館法」第4条で規定された「図書館に置かれる専門的職員を司書とする」と規定されている。公共図書館に置かれる、司書資格を取得した専門的職員をさす。

6. 第4次計画で重点的に取り組むべき事項

(1) 乳幼児期からの読書習慣の定着

全く読書をしない児童生徒の割合や、平日に家や図書館で30分以上読書をする児童生徒の割合が改善されていません。子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けていく上では、乳幼児期からの読書活動が重要です。「発達段階ごとの目指す方向性」の下、効果的な取組を推進します。

(2) 学校図書館活用教育の更なる推進

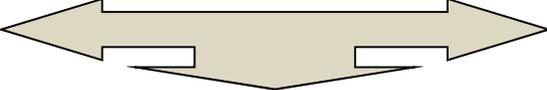
平成21年度から、県内全ての公立小中学校と県立学校に学校司書等の配置を促進してきました。これまでの取組により、学校図書館の貸出冊数が増加するなど、児童生徒の読書活動は進みましたが、学校図書館の図書資料等を活用して、調べ、考える学習は十分には進んでいない状況です。

市町村や学校現場に対して、学校図書館活用教育の理念や目的意識等の更なる浸透を図るとともに、司書教諭や学校司書等と連携した授業等の実施を通して学校図書館活用教育を推進します。

「子ども読書県しまね」

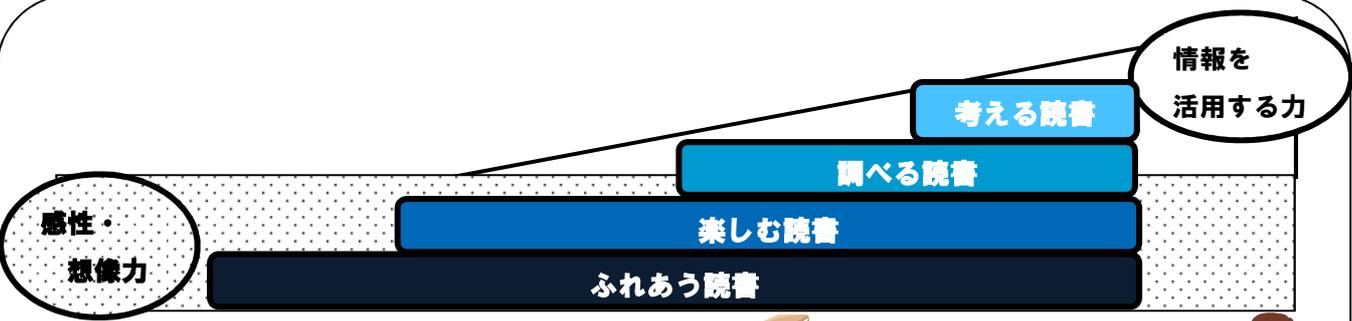
子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの
(子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条より)

豊かな心



確かな学力

本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる



目指す方向性



就学前
 保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、図書館に親しむ



小中学生
 学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける



高校生
 文章読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける



大人（家庭・地域）
 自ら読書を楽しむとともに、子どもと読書をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付ける環境を整える

発達段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付ける

基本目標

<p>子どもと本をつなぐ活動の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学前からの読書習慣づくり ○読む力や情報を活用する力の育成 	<p>子どもの読書を支える人を育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館への人材配置の推進 ○専門性を高める人材研修 	<p>あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の読書を支える環境の整備 ○推進体制の充実 ○普及啓発活動の推進
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第4次計画で重点的に取り組むべき事項

- 乳幼児期からの読書習慣の定着
- 学校図書館活用教育の更なる推進

第2章 施策の方向と具体的な施策

I 家庭における子どもの読書活動の推進

1. 家庭の役割

子どもの生活の基本の場である家庭では、日常生活の中で自然に読書に親しむことができるよう環境を整えていくことが大切です。また、家庭における読書活動は、家族のふれあいの機会となり、親子の絆を深めることにつながります。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家庭で感じたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

また、子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことも大切です。

2. 県の取組

○家庭で本に触れる機会の充実を図ります。

- ・家庭に本を持ち帰ることができるよう、幼稚園・保育所等や公民館への県立図書館の団体貸出や「しまね子育て絵本」の活用促進
- ・子どもの発達段階に応じた本選びができるよう、「おすすめしたいこどものほん³³」や「書評雑誌に紹介された子どもの本(幼児・小学生向け、中・高校生向け)」等のリストの作成・情報提供

○市町村と連携協力し、子どもが読書に親しむきっかけをつくり、家庭での読書が習慣化するよう、保護者への啓発に努めます。

- ・保健所・保健センターと連携して乳幼児健診等の機会を活用し、図書

³³ 島根県立図書館、島根県公共図書館協議会の協同で年1回作成・発行している推薦図書リスト。「乳幼児向け」「小学生向け」の2種類からなる。

館職員や読書ボランティア等が絵本の選び方や読み聞かせの楽しさなどを保護者に伝える取組（絵本の贈呈事業等）を推進

- ・幼稚園・保育所等や公民館等と連携し、子育てサークルやPTA活動等の保護者を対象とした講座やイベント等での啓発
- ・多様な人々の読書活動への参画促進の一環として、男性の読み聞かせ（「読みメン」）への関わりについての啓発
- ・「しまね家庭の日³⁴」や「ノーメディア（アウトメディア）」「ノーテレビ」³⁵運動等との連携による家庭での読書活動の推進
- ・市町村に対する家読等の更なる推進の働きかけ
- ・読書普及指導員や親子読書アドバイザーの活用について関係機関への更なる周知

○プレママ・プレパパや保育士・幼稚園教諭等、保育士・幼稚園教諭等を目指す学生に対し、家庭での読み聞かせの大切さについて理解を深めてもらうよう啓発に努めます。

- ・学生やプレママ・プレパパが集まる機会への読書普及指導員の派遣
- ・子育てイベントや子育て支援に関する学習会等との連携による意識啓発

○家庭で読書に親しむことが、家族のふれあいを深め、子どもの心を育む上で、大きな役割を果たすことへの理解を深めるため、企業と連携して、職場における家庭教育に関する講座の開催を促します。

³⁴ 昭和41年9月、「青少年育成島根県民会議」が発足。当初から毎月第3日曜日を「家庭の日」として様々な活動を展開。平成14年5月、現行の「しまね家庭の日」県民運動推進基本方針を策定し、毎月第3日曜日を「しまね家庭の日」として提唱。ただし、市町村民会議は、地域の事情により月1回都合の良い日を指定して実施可としている。

³⁵ 電子メディアとの付き合い方を見直し、望ましい生活習慣を身に付けるための取組。テレビやゲームを見ない、しないことで空いた時間を、読書の時間に有効活用しようというのが狙い。

[数値目標]

① 読書普及指導員の派遣件数

・ 2017 年度：34 件 → 毎年 35 件 (県立図書館調査)

② 県立図書館から幼稚園・保育所等への児童書の団体貸出冊数

・ 2017 年度：5,792 冊 → 2023 年度：5,900 冊 (県立図書館調査)

③ 県立図書館から公民館への児童書の団体貸出冊数

・ 2017 年度：7,019 冊 → 2023 年度：7,200 冊 (県立図書館調査)

Ⅱ 地域における子どもの読書活動の推進

1. 図書館

(1) 図書館の役割

図書館は、その豊富な蔵書の中から子どもが読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさや喜びを体験することができる場所です。保護者にとっても、子どもと一緒に楽しむ本を選び、子どもの読書について司書等に相談することができる場所です。

また、図書館には、全ての人への資料や情報の提供だけでなく、住民が気軽に集い、交流や学ぶことができるような場を提供し、地域の情報の拠点となることが求められています。

司書の専門性を活かした資料相談をはじめ、子どもや保護者に対して読み聞かせ会や本の展示等を実施したり、多様なボランティア活動に機会や場所を提供し、それらの活動が円滑に進むよう研修を行うなど、図書館の機能は多岐にわたっています。こうしたことから、図書館は地域における子ども読書活動を推進する上で中心的な役割を担っており、引き続き、これらの取組を充実させていくことが必要です。

(2) 県の取組

① 読書活動の推進

○子どもがより多くの本に出会い、読書の楽しみを知ることができるよう、子どもや保護者に対するサービスの充実に努めます。

- ・読書ボランティア等との連携による読み聞かせやストーリーテリングなど本に親しむ機会の提供
- ・レファレンスサービスや読書相談等の充実
- ・県立図書館が所蔵する乳幼児から小中学生、高校生向けの図書に関する情報や、読書活動の機会に関する情報を、パンフレットやインターネット等を活用した積極的な提供

- 特別な支援の必要な子どもたちにとって、より身近に本と出会える場や機会を提供するとともに、利用しやすい施設・設備の整備に努めます。
 - ・点字資料、大活字本、録音資料等バリアフリー図書の充実
 - ・県立図書館のバリアフリーコーナーの充実
 - ・他機関との連携等によるバリアフリー図書の活用促進

- 子どもの読書活動を推進するボランティアや団体等の支援に努めます。
 - ・多様なボランティア活動の機会の提供
 - ・ボランティア等の資質向上のための研修機会の提供

② 司書の配置・研修

- 子ども読書活動の推進における重要な役割を担う司書について、県立図書館での適正な配置に努めます。

- 市町村図書館に対し、子ども読書に関する専門的なサービスを実施するために必要な司書及び司書補の積極的な配置を促します。

- 県立図書館は、子ども読書活動の推進に必要な図書館に関する情報を収集し司書の専門知識を高めるために、県外で開催される研修等を受講し、研鑽に努めます。

- 市町村図書館の実情に合った研修が行えるよう職員を派遣して研修を行い、市町村図書館職員のスキルアップを支援します。

③ 資料や施設の整備・充実

- 県立図書館は、子どもの読書活動に必要な資料及び情報が提供できる総合的な環境づくりに継続して努めます。
 - ・乳幼児期から高校生期まで発達段階に応じた図書の収集
 - ・バリアフリー図書や外国語資料の収集

- ・子どもの読書や児童書³⁶に関する研究資料の収集
- ・子どもの利用のためのスペースの確保・充実

○県西部地域での読書普及のため、西部読書普及センターを拠点とする資料提供や運営相談等に努めます。

○市町村に対して、市町村図書館の資料整備、児童サービス³⁷が充実するよう、資料収集や行事の企画等運営についての助言や情報の提供に努めます。

○安定した搬送システムを維持することにより、市町村図書館との相互貸借や市町村間での物流を支援します。

2. 子どもが集まる場（公民館・児童館等）

(1) 子どもが集まる場の役割

公民館は地域活動の拠点であり、親子が一緒に活動できる社会教育施設であり、その図書室や図書コーナーは、身近な読書活動を行う施設として機能しています。また、児童館は、子どもに健全な遊びの提供によって、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。公民館や児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われています。地域の中で気軽に本に親しむことができる施設として、重要な役割を果たしています。

こうした施設において読書の機会を増やすために、図書館と連携した児童・青少年用図書等の整備が望まれます。

また、地域のボランティア等多様な人々と連携協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供することが期待されます。

³⁶ 乳幼児から小学生、中学生くらい（0歳から13、14歳くらい）の読書興味や読書レベルにあった図書、児童書、子どもの本ともいう。絵本、昔話、幼年文学、児童文学、伝記、科学の本、実用書、レファレンスブックなどに分けることができる。（「図書館情報学用語辞典 第4版」より）

³⁷ 公共図書館が提供するサービスの中で、特に幼児から中学1年生程度を対象とするもの。児童奉仕ともいう。（「図書館情報学用語辞典 第4版」より）

(2) 県の取組

○市町村に対して、公民館や児童館、子育て支援センター、放課後子ども教室³⁸・放課後児童クラブ³⁹等における読書活動の充実を働きかけます。

- ・地域のボランティアと連携した読み聞かせ等、子どもが本と出会う機会の充実の支援
- ・「しまね子育て絵本」の活用や県立図書館による団体への貸出の促進
- ・公民館や地域のボランティア等に対する研修を通じた読書の重要性についての啓発

○青少年社会教育施設⁴⁰において、子どもの体験活動と本を結び、より充実した体験へとつなげるよう、読書活動の機会の充実に努めます。

3. 読書ボランティア等

(1) 読書ボランティア等の役割

読書ボランティアは、図書館や学校、幼稚園・保育所等で読み聞かせやストーリーテリング等の活動を通して子どもと本をつなぎ、子どもたちの読書活動を推進する上で大きな役割があります。

読書ボランティアには、それぞれの資質が子どもの読書の質に影響を与えることから、自己研鑽に励み資質の向上に努めることが望まれます。

(2) 県の取組

○県立図書館は、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所を提供します。

³⁸ すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取り組み。

³⁹ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。（児童福祉法第6条の3第2項に規定）

⁴⁰ 青少年のための各種の研修や団体の活動拠点として設けられた施設。県内では、国立三瓶青少年交流の家、県立青少年の家、県立少年自然の家。

○県立図書館は、子どもの読書活動にかかわる人の資質向上のための研修機会を提供します。

○「しまね子ども読書フェスティバル」の開催を通して、読書ボランティアやサークル等の資質向上とネットワークの強化を図ります。

[数値目標]

④ 県内の図書館等施設で開催される子ども関係の展示・イベントの実施回数
・2015～2017年度の3か年平均：2,204回 → 毎年2,400回
(県公共図書館年報)

⑤ 県立図書館子ども用バリアフリー図書の貸出冊数
・2017年度：805冊 → 2023年度：1,000冊 (県立図書館調査)

⑥ 県立図書館が主催または共催する研修会の参加延べ人数
・2017年度：910人 → 毎年1,000人 (県立図書館調査)

③ 県立図書館から公民館への児童書の貸出冊数 (再掲)
・2017年度：7,019冊 → 2023年度：7,200冊 (県立図書館調査)

⑦ 県立図書館が主催・共催する研修会への読書ボランティアの参加延べ人数
・2015～2017年度の3か年平均：351人 → 毎年350人
(県立図書館調査)

Ⅲ 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

1. 幼稚園・保育所等の役割

幼稚園・保育所等は、子どもが読書を楽しむ習慣を身に付ける上で大きな役割を果たします。

幼稚園・保育所等では、乳幼児が読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語に親しむ機会を確保することが大切です。また、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

2. 幼稚園・保育所等における取組の推進

○乳幼児の絵本や物語に親しむ機会を充実させることが望まれます。

- ・職員や読書ボランティア、市町村図書館等との連携による絵本の読み聞かせの充実
- ・保護者に対する親子読書の大切さや読み聞かせの楽しさの啓発・理解の促進
- ・小中学生等による幼児への読み聞かせなど、異年齢交流を通じた絵本や物語に触れる多様な読書活動の実施

○絵本や物語に親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、言葉による伝え合いを楽しむようになる保育が望まれます。

○身近で親しみやすい絵本コーナーの設置や、保護者やボランティア等と連携・協力した図書の整備を図ることが望まれます。

3. 県の取組

○県立図書館による幼稚園・保育所等への児童書の貸出や「しまね子育て絵本」の活用の促進等により、本に触れる機会の充実を図ります。

○保育士・幼稚園教諭等が本の選び方や読み聞かせの仕方について学べるよう、読書普及指導員を派遣し、職場内の研修を支援します。

- 幼稚園・保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむことや乳幼児と保育者による応答的な関わりなどを促進するため、県幼児教育センターによる訪問型研修支援⁴¹等を充実します。

[数値目標]

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ② 県立図書館から幼稚園・保育所等への児童書の団体貸出冊数（再掲）
・ 2017 年度：5,792 冊 → 2023 年度：5,900 冊（県立図書館調査） |
| ① 読書普及指導員の派遣件数（再掲）
・ 2017 年度：34 件 → 毎年 35 件（県立図書館調査） |

⁴¹ 県幼児教育センターの幼児教育担当指導主事・幼児教育アドバイザーによる幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等への出前講座や公開保育への助言等。

IV 学校図書館活用教育の推進

1. 学校（学校図書館）の役割

平成 29 年及び 30 年に公示された学習指導要領において、各教科等の指導に当たっては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」と記述されています。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導を行う「読書センター⁴²」としての機能、児童生徒の学習活動を支援し授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター⁴³」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応し児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター⁴⁴」としての機能を有しています。

学校図書館の機能が充実し、その役割を果たすことで、児童生徒の豊かな心や確かな学力を育成し、児童生徒がこれからの未来を生き抜く力を育むことにつながります。

島根県では、これまで学校司書等の配置により「読書センター」の機能は充実し、読書活動における学校図書館の利活用は進んできました。今後は、この機能に加え、児童生徒の言語能力や情報を活用する力等の育成を支えるため、「学習センター」「情報センター」の機能を充実させ、授業での様々な学習における利活用が進むことが求められています。

学校図書館がこれらの機能を一層発揮するためには、司書教諭や学校司書等の配置やその資質向上のための研修、学校図書館の整備・充実だけでなく、学校図書館活用教育の意義や効果について学校内での共有を図ることが重要です。

校長は学校図書館の館長としての役割を担っています。校長のリーダーシップの下、全ての教職員が「学校図書館活用教育」を理解し、学校全体で取り組むことによって、児童生徒に豊かな心や情報を活用する力が育まれることが期待されます。

⁴² 児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場としての学校図書館の機能。（「学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」より）

⁴³ 児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場としての学校図書館の機能。（「学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」より）

⁴⁴ 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場としての学校図書館の機能。（「学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」より）

2. 学校（学校図書館）における取組の推進

(1) 読書活動の推進

○児童生徒が読書の楽しさに気づき、生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げ読書の質が向上するように、児童生徒が様々な本に触れる機会を充実させることが望まれます。

- ・様々な教科等における読書指導の充実
- ・朝読書など全校一斉の読書活動の継続・充実
- ・教職員や児童生徒図書委員会による図書の紹介
- ・児童生徒相互の図書紹介や読書会、ビブリオバトル等による読書経験の共有
- ・児童生徒による幼児への読み聞かせなど、異年齢交流を通じた絵本や物語に触れる多様な読書活動の実施
- ・司書教諭や学校司書等が中心となり、市町村図書館や読書ボランティアと連携して行う読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク等多様な読書活動の実施

○特別な支援の必要な児童生徒が読書を楽しむことができるようユニバーサルデザインの視点に立った適切な支援が望まれます。

- ・読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク、マルチメディアデバイス図書⁴⁵の体験等、多様な読書活動の実施

○市町村図書館を利用するきっかけをつくるため、学校図書館を活用する授業の一環として、地域にある市町村図書館の見学や、実際に本を借りる機会をつくることが望まれます。

(2) 言語活動や探究的な学習の充実

○教科等において学校図書館の機能を活かした言語活動を展開し、児童生

⁴⁵ DAISYとは、Digital Accessible Information SYstemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。マルチメディア化したDAISY図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ（同期）させることができる。（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会HPより抜粋）

徒の言語能力や、課題を解決するために情報を活用する力の育成を図ることが望まれます。

- ・教科の目的を達成するための効果的な学習活動（言語活動等）の設定と、その過程や手段として図書資料等の活用
- ・授業者と司書教諭・学校司書等の連携協力の充実
- ・図書館だより等による児童生徒や教職員、保護者等への広報活動の充実

(3) 校内体制の整備

○学校図書館の機能・役割の重要性の理解を全ての教職員に促すとともに、司書教諭が教員間、学校司書等と連携をとり、学校図書館活用教育を進めていけるよう、校務分掌上の配慮や活動時間の確保等の校内体制を整備することが望まれます。

○学校司書等がその役割を果たすにあたって、任用の状況、司書教諭の配置の有無、学校の重点取組事項等を考慮した上で学校司書等の職務内容等を明確にすることが望まれます。

(4) 資料や施設の整備・充実

○各教科等において学校図書館の活用を拡大するために、様々な興味・関心や専門分野、進路目的に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実することが望まれます。

- ・各校の教育活動や児童生徒の実態に合わせ、学校図書選定委員会を中心とした適切な選書と計画的な図書の整備
- ・新聞を活用した学習を行うための環境整備と新聞配備の充実
- ・市町村図書館や他校の学校図書館の資料の有効活用
- ・資料のわかりやすい配置・表示の工夫や、学校図書館のインターネット環境の整備
- ・多目的スペースへの読書コーナーの設置など、児童生徒が利用しやすい校内読書環境の工夫

○児童生徒の障がいや発達段階に応じた図書の充実や図書を手に取りやすい環境を整備することが望まれます。

- ・図書や書架の配置や照明等の環境整備の充実
- ・点字本や大型絵本、布絵本、紙芝居、パネルシアター⁴⁶、マルチメディアデージー図書等のバリアフリー図書の整備
- ・拡大読書器やリーディングトラッカー等の機器の整備

3. 県の取組

(1) 言語活動や探究的な学習の充実

○学校図書館活用教育が推進するよう市町村や各学校への支援に努めます。

- ・県立図書館への指導主事の配置、学校図書館活用教育に関する相談窓口の設置
- ・市町村の学校図書館活用教育に関する意識向上の働きかけ
- ・学校図書館と市町村図書館との連絡会等の開催の働きかけ
- ・学校の管理職を含む教職員を対象とした研修会開催の働きかけ
- ・市町村主催研修会や校内研修会、市町村の教育研究会等への講師派遣
- ・多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることについての啓発
- ・授業指導案や教科単元別教材リスト等の情報提供

(2) 学校図書館への人材配置・研修の推進

○市町村に対し、小中学校への学校司書等の配置や司書教諭資格取得を促します。

- ・学校司書等の配置の継続
- ・司書教諭資格取得の促進
- ・12学級未満の学校における司書教諭発令の促進

○全ての県立学校への学校司書等の配置を継続するとともに、司書教諭資

⁴⁶ 白や黒の起毛した布地を張った60×100 cm程度のパネル（舞台）に、不織布で作った人形や背景の絵を貼ったり外したり移動したりしながら物語を演じる人形劇。（「図書館情報学用語辞典 第4版」より）

格取得者を増やすよう努めます。

- 司書教諭や学校図書館担当教員が学校図書館を効果的に運営できるよう、研修を実施します。
- 学校司書等の専門的技能の向上や情報交換のため、市町村図書館・市町村と協力して研修を実施します。
 - ・学校図書館に関する基礎研修の実施
 - ・校種に応じた専門的な研修の実施
- 全ての教員が学校図書館の機能を有効に活用する能力を身に付けることができるよう研修を実施します。
- 市町村に対し、各学校の実情に合った研修を実施するよう促すとともに、研修会への講師派遣等により、市町村が開催する研修会を支援します。

(3) 資料や施設の整備・充実

- 学校図書館図書標準⁴⁷等を参考として、バランスのとれた図書の整備や、図書の適切な更新を行うよう市町村に働きかけます。
- 蔵書が不足している小中学校に、県立図書館や西部読書普及センターの団体貸出制度の周知を図り利用を促します。
- 特別な支援が必要な児童生徒への支援のため、バリアフリー図書の利用促進を図ります。
- 学校図書館活用教育が進むための資料支援として、探究的な学習に役立つ「学校図書館活用教育図書」の買換え・充実を行います。

⁴⁷ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたもの。

- 公共図書館や他校の学校図書館の資料を有効に活用するため、学校間や市町村図書館と学校間の物流システムを構築するよう、市町村に対して働きかけます。

- 各学校における多様な読書活動を促す施設整備が進むよう、これまでの魅力的な施設整備事例（学校図書館整備 DVD「学校図書館大改造」等）の情報提供に努めます。

[数値目標]

⑧平日に学校の授業時間以外で30分以上読書をする児童生徒の割合

・小学生 2017年度：31% → 2023年度：40%

・中学生 2017年度：29% → 2023年度：35%

(全国学力・学習状況調査)

⑨生徒一人あたりの年間図書貸出冊数

・高校生 2017年度：5.7冊 → 2023年度：6.0冊

(県高等学校図書館研究会)

⑩学校図書館を活用した各学年1クラスあたりの授業実施時間数

・小学校 2017年度：28時間 → 2023年度：35時間

・中学校 2017年度：14時間 → 2023年度：20時間

・高等学校 2017年度：10時間 → 2023年度：15時間

(県教育指導課調査)

⑪司書教諭発令率

・小学校 2017年度：82% → 2023年度：90%

・中学校 2017年度：82% → 2023年度：90%

・高等学校 2017年度：56% → 2023年度：70%

(県教育指導課調査)

⑫学校司書等配置率

・2017年度：100% → 2023年度：100% (県教育指導課調査)

⑬学校図書館活用教育に関する市町村主催の研修会や校内研修会等への講師派遣件数

・2018年12月時点：8件 → 毎年10件 (県教育指導課調査)

⑭県立図書館から学校への団体貸出冊数

・2017年度：39,676冊 → 2023年度：41,000冊 (県立図書館調査)

V 推進体制の充実

1. 県における推進体制

- 学校教育関係者、社会教育関係者、読書活動実践者等からなる「子ども読書活動推進会議」を開催し、計画の進行管理、子ども読書活動推進のための取組について協議し、施策の効果的な実施に努めます。
- 「子ども読書活動推進会議」で協議された内容や県の取組をホームページに掲載し、各機関での能動的な取組を促すとともに、多様な関係者との連携・協力の推進に努めます。

2. 各種団体間の連携

- 「島根県子ども読書活動推進計画」を市町村に説明し、市町村での計画の策定を働きかけます。
- 県公共図書館協議会⁴⁸を通じ、県内の公共図書館の交流・連携を図ります。
- 県図書館協会を通じ、館種を越えた図書館や読書団体同士の交流・連携を図ります。
- しまね子どもの読書等推進の会⁴⁹をはじめとする読書ボランティアによる連携を推進し、交流研修会の実施など活動の支援を行います。
- 市町村、読書ボランティア、企業等と協力し、親子で本と親しむ各種事業や広報活動に取り組み、協働によって読書活動の推進に努めます。

⁴⁸ 図書館事業の振興と、文化の向上発展を図ることを目的として、県内の公共図書館と公民館図書室等により組織。

⁴⁹ 子どもの読書環境及び読書活動に関心のある者の連携と資質向上を図り、県内における子どもの読書活動等の推進に寄与することを目的として平成13年度に設立した読書ボランティア団体。地域に根ざした活動を行うため県内10か所に支部があり、県立図書館は県事務局としてその連携の支援を行っている。

- 幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動⁵⁰」として実施される読み聞かせ活動や学校図書館への支援を通じて、子どもの読書活動の充実を図ります。

3. 普及啓発活動の推進

- 国の広報活動と連携して「子ども読書の日」（4月23日）の趣旨にふさわしい取組を公共図書館や学校図書館等で実施されるように支援するとともに、「文字・活字文化の日⁵¹」（10月27日）においても趣旨にふさわしい事業に取り組み、気運を高め、啓発に努めます。
- 島根県で設定している「読みメン月間」（6月）においては、男性による読み聞かせを通じた子育てへの参画を推進し、その気運を高めるよう啓発に努めます。
- ホームページや広報誌を活用し、家庭・地域・学校における子ども読書活動の推進に関する各種情報の収集・提供に努めます。
- 家庭・地域・学校における子ども読書活動が推進するよう優良事例や先進的事例の情報収集・提供に努めます。
- 国における「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰⁵²」制度を活用し、優れた取組を奨励します。

⁵⁰ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

⁵¹ 読書週間の初日にあたる10月27日。文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた、「文字・活字文化振興法」に定められている。

⁵² 文部科学省において、平成14年度から読書の推進に資するため、優れた取組等を行っている学校、図書館及び団体（個人）を表彰。県からは毎年、学校3校、図書館1館、団体または個人を1団体（人）を上限として推薦している。

[数値目標]

- ⑮市町村子ども読書活動推進計画の策定率（期限切れを含まない）
・2017年度：58% → 2023年度：90% （県社会教育課調査）
- ⑯「子ども読書の日」に関連して読書啓発活動に取り組んだ公共図書館の割合
・2017年度：89% → 2023年度：100% （県立図書館調査）

○第4次島根県子ども読書活動推進計画における数値目標

数値目標の項目	2017年度 (基準)	2023年度 (目標)	出典
①読書普及指導員の派遣件数	34件	毎年 35件	県立図書館
②県立図書館から幼稚園・保育所等への児童書の 団体貸出冊数	5,792冊	5,900冊	県立図書館
③県立図書館から公民館への児童書の団体貸出冊数	7,019冊	7,200冊	県立図書館
④県内の図書館等施設で開催される子ども関係の 展示・イベントの実施回数	[H27～H29 平均] 2,204回	毎年 2,400回	県公共図書館年報
⑤県立図書館子ども用バリアフリー図書の貸出冊数	805冊	1,000冊	県立図書館
⑥県立図書館が主催または共催する研修会の 参加延べ人数	910人	毎年 1,000人	県立図書館
⑦県立図書館が主催または共催する研修会への 読書ボランティアの参加延べ人数	[H27～H29 平均] 351人	毎年 350人	県立図書館
⑧平日に学校の授業時間以外で30分以上読書を する児童生徒の割合	小 31% 中 29%	小 40% 中 35%	全国学力・学習状況調査
⑨生徒一人あたりの年間図書貸出冊数	高 5.7冊	高 6.0冊	高等学校図書館研究会
⑩学校図書館を活用した各学年1クラスあたりの 授業実施時間数	小 28時間 中 14時間 高 10時間	小 35時間 中 20時間 高 15時間	教育指導課
⑪司書教諭発令率	小 82% 中 82% 高 56%	小 90% 中 90% 高 70%	教育指導課
⑫学校司書等配置率	100%	100%	教育指導課
⑬学校図書館活用教育に関する市町村主催の 研修会や校内研修会等への講師派遣件数	[H30.12月時点] 8件	毎年 10件	教育指導課
⑭県立図書館から学校への団体貸出冊数	39,676冊	41,000冊	県立図書館
⑮市町村子ども読書活動推進計画の策定率 (期限切れを含まない)	58%	90%	社会教育課
⑯「子ども読書の日」に関連して読書啓発活動に 取り組んだ公共図書館の割合	89%	100%	県立図書館

※2023年度（目標）欄に「毎年」と記載のある項目は、2019年度～2023年度の各年の目標値

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に

関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○島根県子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 島根県子ども読書活動推進計画に基づく、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、島根県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- 一 島根県子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- 二 島根県子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- 三 その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員の定数は13名以内とする。

- 2 委員長は、構成員の中から互選する。
- 3 副委員長は、構成員の中から互選し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 推進会議は、委員長が招集し、議長を務める。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、構成員のうち、あらかじめ指名する者をもって会議を開催することができる。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 推進会議に、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(ワーキンググループ)

第4条 ワーキンググループは、子ども読書に係る島根県及び島根県教育委員会関係各課等の担当者をもって構成する

- 2 ワーキンググループは、島根県子ども読書活動推進計画の策定及び進行管理に関することを協議する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、島根県教育庁社会教育課において担当する。

(その他)

第7条 この要綱を定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

○島根県子ども読書活動推進会議委員

任期：平成30年6月2日～平成32年6月1日

氏名	所属	備考
秋庭 ゆみ子	隠岐の島町読書ボランティア	
足立 芳樹	島根県特別支援学校教育研究会（県立松江緑が丘養護学校）	
今井 直樹	島根県図書館協会（島根県教科図書販売株式会社）	副委員長
岩田 英作	島根県立大学人間文化学部	委員長
大谷 直美	公立図書館（出雲市立佐田図書館）	
金山 由美子	島根県国公立幼稚園・こども園長会（松江市立城北幼稚園）	
木村 圭子	島根県保育協議会（比津ヶ丘保育園わらべのその）	
中島 一雄	島根県公民館連絡協議会（松江市乃木公民館）	
中村 訓子	島根県高等学校図書館研究会（県立大東高等学校）	
服部 由美	江津市学校司書	
林 良子	松江市学校図書館支援センター	
三浦 知子	吉賀町読書ボランティア	
森脇 紀浩	島根県学校図書館協議会（松江市立玉湯小学校）	

五十音順